

保護者の方へ

出席停止について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は生徒の安静および早期治癒と、学校内での感染拡大を防ぐため、登校できません（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

これらの感染症（裏面参照）の可能性があつて欠席させる場合には、以下のように対応をお願いいたします。

- ① 授業開始時間前に学校へ連絡してください。
- ② 病院を受診し、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。
- ③ 医師の指示により、他へ感染させるおそれなくなった児童生徒等を再登校させる際には、下記の「学校感染症による欠席届」を担任へご提出ください。

（下記の内容が記載されていれば用紙は問いません）

*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

家庭 → 学級担任 → 保健室

学校感染症による欠席届

東京都立片倉高等学校長 殿

_____年 _____組 _____番 氏名 _____

下記の疾患について、__月__日に医師の診断を受けました。

このため、__月__日__曜日から__月__日__曜日まで欠席させていましたが、登校させますのでご連絡します。

病名： _____

受診した医療機関名： _____

電話番号： _____

令和__年__月__日

保護者名 _____ 印

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ジフテリア、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	<u>発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで</u>
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または <u>5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで</u>
	麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症した日から6日間を基本とする。その日数を超えて症状がある場合は、「症状が警戒した後1日を経過するまで」とする。 ※発症した日＝「0日目」＋5日間＝6日間
第三種	コレラ、細菌性赤痢、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<u>その他の感染症の例</u> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、流行性嘔吐下痢症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、	かかりつけ医師の意見により必要と認められる期間

* 通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）